

# ○吉田地区小学校統合準備協議会 第4回教育検討部会 協議概要

令和5年2月16日(木) 19:05～19:55

吉田公民館 2階 大ホール

出席者 教育総務課長・同課課長補佐・同課課長補佐兼施設係長・同課総務係長・同課総務係主査・学校教育課長  
統合準備協議会(教育検討部会)委員26名(9名欠席)

## 1. 教育総務課長挨拶

先日開催した第6回統合準備協議会に引き続きの参加に感謝を伝えるとともに、本日、報告事項や協議事項が多数に上るが、協力いただくようお願いする。

## 2. 報告事項

配付資料に基づき、(1) P T A組織の統合・調整、(2) 学校間交流、(3) 校歌(歌詞フレーズ募集)、(4) 校章(デザイン募集)、(5) 給食着や名札、通学カバン、(6) 学校図書・学校備品の移動、について報告する。

### (1) P T A組織の統合・調整

統合年月日の変更により P T A会則(案)の作成スケジュールも再調整中であるが、各小学校の P T A会長と各小学校の担当者、担当課の生涯学習課で、統合後の P T A会則(案)の作成に向けて協議が進んでいる旨を報告する。

### (2) 学校間交流

本年度からオンライン交流等を実施しており、来年度以降も担当課の学校教育課と学校間で連絡を取り合い、学校間交流の円滑な実施に努める予定である旨を報告する。

### (3) 校歌(歌詞フレーズ募集)

校歌作成の中心となっていたいただいている奥谷委員とも協議し、令和5年2月14日から吉田町内の各小中学校で歌詞募集を開始していることを報告する。また、締切りを3月17日の予定としており、集まった歌詞フレーズを基に校歌の作成を進めていただく旨を説明する。

### (4) 校章(デザイン募集)

早ければ今年度、若しくは令和5年度から実施する予定であり、募集の際は、学校を通して、児童生徒からデザイン案を募集する予定の旨を報告する。

(5) 給食着や名札、通学カバン

各学校の先生で協議しており、今後、取扱い案がまとまり次第、今後の教育検討部会で報告する予定の旨を報告する。

また、学校側の視点で、教育検討部会で検討事項に挙がっておらず、学校運営上、決定する必要がある事項の検討を、適宜、進めていただきたい旨を説明する。

(6) 学校図書・学校備品の移動

各小学校に協力依頼をしており、本年度も学校備品の整理作業に協力いただいている旨を報告する。今後、学校備品に加えて、学校図書の移動についても、協力を依頼し、学校と連携しながら、学校備品や学校図書の移動を円滑に行うための準備を進めていく旨を報告する。

○報告事項の(1)から(6)について、質問や意見がないか問う。

—特に質問・意見なし—

### 3. 協議事項

協議事項として、(1)校訓、(2)体操服の移行期間、(3)閉校記念品等、(4)通学方法、について協議する。

(1) 校訓

第3回統合準備協議会のなかで、「各小学校長で協議を重ねて、校訓案が完成した後、教育検討部会へ報告する」ことで決定していた旨を報告する。

各小学校長で協議いただいた結果、以下の校訓案を報告する。

『**正しく なかよく 元気よく**』

各小学校の今の校訓や、これからの児童の成長してほしい姿等を思い描いて作成された旨を説明する。

○校訓について、質問や意見がないか問う。

—特に質問・意見なし—

○校訓について、上記の校訓案のとおり決定してよいか諮る。

—特に反対・その他の意見なし—

### <部会決定>

統合後の小学校の校訓は、『正しく なかよく 元気よく』に決定する。

併せて、今後の統合準備協議会で校訓の報告をする予定である旨も説明する。

## (2) 体操服の移行期間

事務局と各小学校長と協議を行い、事務局案を作成した旨を説明する。

事務局案は、以下のとおりである。

- ・移行期間の設置の有無：設ける。
- ・開始時期：統合前の令和6年4月からとし、統合前の各小学校で統合後の体操服を使用可能とする。また、統合後においても、移行期間を設け、統合後も各小学校の体操服を使用可能とする。
- ・終了時期：当協議会では定めず、新小学校で終了時期を判断する。

事務局案に了解いただければ、体操服の製造業者及び販売業者と具体的な協議を行い、その後、学校を通じて保護者に案内する予定である旨を説明する。

○体操服の移行期間について、質問や意見がないか問う。

—特に質問・意見なし—

○事務局案の内容で移行期間を設けることで決定してよいか諮る。

—特に反対・その他の意見なし—

## <部会決定>

体操服の移行期間は、統合前の令和6年4月から設けることとし、統合後においても移行期間を設けることとする。また、終了時期においては、協議会では定めず、統合後の小学校で使用状況に応じて判断する。

## (3) 閉校記念品等

過去の統合事例を参考に、教育検討部会での検討時にたたき台となる原案を示すことを説明しており、直近の九島小学校や石応・小池小学校での統合時の閉校記念品等を参考として挙げ、今回の事務局案を説明する。

事務局として、①閉校記念碑、②閉校記念誌、③閉校記念動画、④記念品を提案する。記念品について、実際の品物は、今後、複数のパターンを示して決定していく予定である旨を説明する。

また、今後の作業スケジュールとして、①～③の業者選定は、閉校年度の令和6年度初め頃を予定している旨と、業者への発注に向けて必要な準備は、各小学校に協力を求め、事前作業を進めていく旨を説明する。

なお、記念碑等は、それぞれ一括での発注を考えており、閉校関連予算は、吉田地区全体での予算管理を行い、閉校記念品等における校区ごとの格差がないよう進めていく予定としている旨も説明する。

○報告事項について、質問や意見がないか問う。

—特に質問・意見なし—

○事務局の内容で閉校記念品等の準備を進めてよいか諮る。

—特に反対・その他の意見なし—

### <部会決定>

閉校記念品等は、①記念碑、②記念誌、③記念動画、④記念品の4つで準備を進めることとする。記念品は、今後、複数のパターンを示して決定していく。なお、閉校関連予算は、吉田地区全体での予算管理を行い、閉校記念品等における校区ごとの格差がないよう進める。

#### (4) 通学方法

これまでの統合準備協議会等において、バス通学方法はスクールバス活用の考えを示していた。今年度に入り、統合年月日を再検討する際に開催された校区別説明会において少し説明しているため、既に聞いている方もいると思うが、路線バス事業者と協議を重ねていく中で、一部区間については、路線バスを利用する方向で検討したい旨を説明する。先日開催した校区代表者会でも説明した上で、通学方法変更について説明する。

ア 今回の通学方法変更に至った理由

今回、通学方法を変更するに至った大きな理由として、以下の2点を説明する。

- ①路線バス事業者との協議の中で、新小学校の児童が利用しやすい運行時刻やルートに変更することが可能であるとの、提案を受けたこと。
- ②既存の路線バスを児童が利用することで、地域の公共交通であるバス路線の維持が期待できること。

以上を主な理由として、説明する。

イ バス通学の方法について

(ア) 基本的な考え方：スクールバス又は路線バスを利用。

(イ) バス通学対象距離：学校からの距離が1.5km以上の行政区。

(ウ) 運行方針：スクールバス又は路線バスの利用とし、スクールバスの運営体制

は委託を予定。

(エ) 運行ダイヤ：登校時は始業時刻の10分前に全児童が到着できるよう運行ルートや運行時刻を設定する予定。

下校時は児童の下校に支障がないように運行ルートや運行時刻を設定する予定。

ウ 今後、調整や協議を行っていく事項

(ア) バス停の詳細な位置及び数

今後、バス運行事業者や道路管理者、警察等の専門家にも相談した上で、安全面と運行面から検討を重ね、事務局案を作成し、委員にお示しする。

(イ) 運行ダイヤ

最も出発時刻が早い地域では、7時台前半から出発し、始業時刻の10分前には到着できるよう、ダイヤを検討していく。今後、スクールバスのバス停位置を決定した後、試走により運行時刻を計測して、ダイヤを決定していく。

(ウ) 運行ルート

【別紙】により、現在のスクールバス運行ルート案をお示しする。

(エ) 安全対策

路線バスについて、統合前に路線バスに乗る体験等、路線バス事業者から協力する旨の提案も頂いており、そういったことも活用しながら不安の解消に努めていく。

○通学方法について、質問や意見がないか問う。

Q 玉津方面のスクールバスについて、【別紙】ではスクールバスの最終位置が与村井地区辺りまでになっている。池の浦地区まで行ってもらうことはできないか。

A 田之浜線は、西予市発の路線であり、宇和島市内の高校に登校する生徒で乗車率が高い。路線バスが極端に混雑しないよう、玉津校区内でも路線バスの利用範囲を定めようとしている。混雑した際、路線バス内で立つこと自体は違法でないが、なるべく全員が座れるよう、より安全な通学方法を市教委としては選択し、今回の案をお示しさせていただいている。

Q 高学年の生徒は良いが、1年生等の低学年は、与村井地区で降りて、池の浦地区まで歩かなければならないのか気になった。池の浦の児童は、登校時、歩いて与村井地区まで行くため、路線バスに乗っても良いだろうか。

A 路線バスの利用児童は路線バスのバス停で乗っていただく。スクールバスについては、

バス停は決まっていないが、今後、決まったバス停まで来ていただくようになる。

Q そのスクールバスのバス停で降りてから、歩いて帰ったり、路線バスで帰ったりするようになるのか。

A 住んでいる地域の最寄りのところにバス停を設定する予定である。スクールバスから路線バスに乗り換えることは想定していない。

Q 1年生は5時間目で終わることがある。下校時に路線バスとスクールバスが同じ時間に出発したとしても、路線バスだけ自分で降りなければならない。玉津小は人数も少なく、今回の案のところまでスクールバスが行くのであれば、一緒に深浦地区のあたりまで行くことはできないか。

A 基本的には難しいと考えている。スクールバスに乗る場合と路線バスに乗る場合とで、登下校で通学方法が変わることも難しいと考える。

Q 路線バスで通学する場合、路線バスは降りられる場所が決まっている。スクールバスは学校まで行くだろうが、国道沿いのバス停を降りてからは、歩いていくことになる。国道沿いのバス停からは距離があると思う。

A 現在の最寄りのバス停が国道沿いの「吉田図書館前」のため遠いのではないかとという趣旨の質問だが、新小学校の最寄りのバス停について、バス事業者からルートについても変更ができる提案を頂いている。現在のバス停よりは近くなる提案である。これまで、路線バスの利用が難しいとしていた理由の一つとして、最寄りのバス停からの距離があるということがあったが、ある程度、距離が近くなることも今回の変更理由の1つである。

Q 路線バスでも学校の近くを通ってもらえるようになるということか。

A そのような提案をバス事業者から頂いている。

Q 路線バスとスクールバスの利用児童は、どちらかに決めないといけないのだろうか。学校は、日によって下校時間が変動するため、臨機応変に動けるスクールバスの方がスムーズに家に帰れると思う。路線バスがその時間に走っていない場合もあると思うが、臨機応変に乗ることができるのか、路線バスを選択している者は路線バスで帰らないといけないのか、そのあたりはどのように考えているのか。

A 基本的には、路線バス利用児童は路線バス、スクールバス利用児童はスクールバスでの登下校を考えている。スクールバスにおいても、吉田地区は広範囲に及ぶため、1

台のバスが何回かピストン輸送するかたちで登校する予定で考えている。下校に関しても、下校時刻からすぐにスクールバス利用児童が全員帰れるわけではないことも御理解いただきたい。スクールバスの利用児童においても、多少待ついただくケースもある他、一斉下校等で路線バスの便がないというときは、スクールバスでの運行が終わったバスを一時的に路線バス対象地域においても運用することも検討していかなければならないと考えている。

Q 路線バスとスクールバスでどのように児童の区別をつけるのかが気になっている。この地域の路線バスは降車時に乗車券を運転手に見せるため、スクールバスに乗る児童が間違っ乗車して困る事態にならないか。スクールバス利用児童であることを示す証明書のようなものはあるのか。

A 現段階では、スクールバス利用児童を証明するものは考えていない。行政区単位で、スクールバスと路線バスに乗る児童を振り分けるため、同じ行政区の児童がどちらに乗れば良いか迷うことは基本的にはないと想定していた。路線バスへの間違えての乗車がないよう、学校側、また、保護者の方にも御協力いただきながら、考えていかなければならないとは思っているところではあるが、現段階では、これをしておけば問題ないというものはお示しできない。

Q スクールバス、路線バスともに、万が一バスに乗り遅れた場合にどのようにフォローしていくのかが大事ではないかと思っている。共働きの家庭の児童は家に帰って連絡も難しいと思う。心配な要素であるため、フォローをお願いしたい。

A 現段階でのスクールバスの運行は、基本的には路線バスと同じような運行を想定している。そのため、スクールバス到着時間にバス停に児童がいなければ、出発する予定である。ただ、心配はごもっともだと思うため、どのように対処すべきかを学校側とも協議したいと考えている。

意見（1） 通学方法は、徒歩、スクールバス、路線バスの3種類に分かれると思う。バッジでも何でも良いのだが、一目で判別できるようなものがあれば、間違いは避けられると思うため、検討をお願いしたい。

意見（2） スクールバス又は路線バスを利用することについては反対意見は出ていない。また、朝の登校について大きな問題はないと思う、下校に関して、例えば、一斉下校等で児童が毎日同じ時間に帰るのであれば問題もないと思う。ただ、実際は、下校時間は混在している。心配している点として、1年生は学校に入ってしばらくは、単独で帰ることが多々ある。また、1年生は、4時間目や5時

間目で終わることが多いが、他の学年は6時間目までであるため、混在している。担任も1人のため、様々な方面への下校が生じる状況で、その担任だけでの見守りは無理と思う。下校時は、スクールバスの余裕があるため、路線バス利用児童の数人をスクールバスに乗車させることは法律上問題ないかを調べていただきたい。

○ダイヤについて、今後、詳細に調べ、説明させていただきたいと考えている旨を伝えるとともに、事務局としてはスクールバス又は路線バスでのバス通学とする方法で考えていることを説明する。

その他に質問や意見がないか問う。

—特に質問・意見なし—

### <部会決定>

バス通学方法は、スクールバス又は路線バスを利用することとする。ただし、バス停、ダイヤ、ルート、そのほかの必要事項については、引き続き協議を継続する。

#### 4. その他

統合準備協議会や下部組織の教育検討部会で、これまで統合に向けて協議を重ね決定してきた事項を整理するとともに、検討中の事項、今後検討の必要な事項について整理をし、整理表を今年度中に委員にお示ししたい旨を説明する。今年度中に開催する必要がある場合その際にお配りし、開催のない場合は、一覧表を委員に郵送させていただきたい旨を説明する。

○その他及び会全体について、質問や意見がないか問う。

—特に質問・意見なし—

#### 5. 閉会

19:55 教育検討部会終了